

# 保険外併用療養費改正のお知らせ

《改正日》  
2022年

**10月1日(土)**  
から

国（厚生労働省）が「医療機関の機能分担の推進」と「かかりつけ医の推奨」を図るために定めた制度が改められ、他の医療機関から紹介状を持たずに200床以上の地域医療支援病院を受診した場合、通常の診療費の他に一定額以上の保険外負担金を徴収する金額が変更となりました。

このことに伴い、当病院は200床以上の地域医療支援病院であるため、現行の徴収金額の見直しを行うこととなりました。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

対象者  
(医科・歯科共通)

《改正前》  
2022年  
9月30日(金)まで

《改正後》  
2022年  
10月1日(土)から

**初診時**  
保険外併用療養費

他の保険医療機関等からの紹介なしに受診された方

5,500円(税込)

▶ **7,700円(税込)**

**再診時**  
保険外併用療養費

病状が安定し、他の医療機関への紹介を受け、紹介状なしに再受診された方や他の医療機関への紹介を当病院より申し出たが、引き続き、当病院での診療を希望された方

2,750円(税込)

▶ **3,300円(税込)**

**時間外**  
保険外併用療養費

平日時間内(8時30分~17時15分)以外に受診された方で、緊急性の低い方や入院とならなかった方

5,500円(税込)

▶ **7,700円(税込)**

※徴収対象外の方については、次ページをご確認ください。

初診時・再診時保険外併用療養費を徴収した方は、保険給付範囲から下記の点数が控除となります

控除額

	医科	歯科
初診	200点(2,000円)	
再診	50点(500円)	40点(400円)
時間外	控除なし	控除なし

例)医療費10,000円(3割負担)  
初診時保険外併用療養費7,700円の場合

定額負担 <b>7,700円</b>	
医療保険から給付(7割) <b>5,600円</b> (=7000円-2000円×0.7)	患者さん負担(3割) <b>2,400円</b> (=3000円-2000円×0.3)

★赤色の部分(合計**10,100円**)が患者さんのご負担金額となります。

下記に該当する方は、選定療養費の徴収対象外となります。

## 初診時・再診時<sub>保険外併用療養費</sub>

- ・他の医療機関からの紹介状（診療情報提供書）をお持ちいただいた場合
- ・国又は地方自治体の公費負担医療制度の受給対象である場合  
※福祉医療費（子ども・一人親家庭等）助成制度は、厚労省の定めにより徴収の対象外とする要件に該当しないため、選定療養費の徴収対象となります。
- ・自施設の他の診療科から院内紹介されて受診する場合
- ・外来受診後にそのまま入院となった場合
- ・労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の場合
- ・その他、保険医療機関が当該保険医療機関を直接受診する必要性を特に認めた場合など

## 時間外<sub>保険外併用療養費</sub>

- ・時間外受診後にそのまま入院となった場合
- ・中学生以下の場合
- ・国又は地方自治体の公費負担医療制度の受給対象である場合（疾病にあっては、当該公費負担医療制度の対象となる疾病に係る診療に限る。）
- ・労働災害又は公務災害により診療を必要とする場合
- ・妊娠により産婦人科を受診した場合
- ・伊勢崎市民病院を受診後、翌日午前8時30分までに再受診した場合
- ・他の医療機関への転院搬送となった場合
- ・紹介状（診療情報提供書）を持参した場合
- ・その他緊急やむを得ないと認められる場合など